十三　平成十八年総務省告示第百六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三三の項を次のように改める。

三三	削除

第一項の表五〇の項を次のように改める。

五〇	削除

十四　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

十五　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三四五の項中「638－1」を「683－1」に、「北埼玉郡大利根町大字」を「加須市」に改め、同表三四六の項中「638－1」を「683－1」に、「北葛飾郡鷲宮町大字」を「久喜市」に改め、同表四八四の項中「北緯35度11分50秒東経139度38分29秒」を「北緯35度11分52秒東経139度38分45秒」に改め、同表六四二の項を次のように改める。

642	(1)　千葉県千葉市緑区小食土町1169－16　(154.30) (2)　千葉県市原市潤井戸字三夜塚1968－2　(84.30)	北緯35度31分11秒東経140度16分23秒の地点と北緯35度30分44秒東経140度12分16秒の地点を結ぶ直線及び北緯35度30分42秒東経140度12分02秒の地点と北緯35度30分36秒東経140度11分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

第一項の表六四六の項中「上谷郡638－1」を「上谷那683－1」に、「北葛飾郡栗橋町」を「久喜市」に改める。

十六　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表四の項及び五の項を次のように改める。

4	削除
5	削除

十七　平成二十三年総務省告示第九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三四の項中「北緯36度04分31秒東経140度35分25秒」を「北緯36度04分40秒東経140度35分25秒」に、「北緯36度05分41秒東経140度34分51秒」を「北緯36度05分50秒東経140度34分48秒」に改める。

第四項の表七〇の項を次のように改める。

70	削除

十八　平成二十五年総務省告示第二百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四一の項中「南関町」を「南関町大字」に改める。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５２号

神奈川県川崎市川崎区池上町４－８　小松方
債務者　熊谷　忠雄
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保木野秀明
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２号

神奈川県川崎市川崎区中島１丁目７－１－302　加藤ビル
債務者　望月　優介
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　洋司
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３号

東京都八王子市鑓水２丁目86－１－310
債務者　伊藤　章裕
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　盛匡
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５号

埼玉県上尾市原市北１丁目15－19
債務者　石川　英男
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　並木　陽介
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６号

神奈川県三浦市初声町和田1683－10－205
債務者　三品　真俊
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　清
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９号

埼玉県白岡市高岩725－３　ニューホワイトヒル102、住民票上の住所栃木県大田原市佐久山2176－１
債務者　岩崎　規子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　和宏
4　破産債権の届出期間　平成27年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
東京地方裁判所民事第20部